



## 「改善基準告示の見直し等説明会」を開催しました

9月15日に第2回「バス事業に関する改善基準告示の見直し等説明会」を新津労働基準監督署にて開催しました。

当日は、令和6年4月1日施行の自動車運転者に対する時間外労働上限の適用や同日施行予定の改善基準告示の見直し、バス業界における相談事例・解決策について具体的に説明を行いました。

### 説明会の様子



新津労働基準監督署では、このような説明会以外にも今年4月以降、毎月1回、「個別相談会」を開催しています。

個別相談会では、働き方改革関連法の説明を中心に、長時間労働の削減に係る好事例の紹介、管内の労働相談状況の紹介、助成金制度の紹介、その他労働時間改善に関する質疑応答等を行っています。

定員の関係もありますが、労務担当者だけでなく誰でも参加可能とさせていただいておりますので「ぜひ個別相談会に参加したい」「来署する時間が無いので個別訪問にて話を聞きたい」旨のご希望ございましたら新津労働基準監督署 労働時間相談・支援班（0250-22-4161）までぜひご連絡下さい。